

令和2年7月31日更新

学生・教職員各位

危機管理室長

### 国内外の出張・旅行等について

政府の「緊急事態宣言」解除の決定を受けて、令和2年5月26日付けで本学の対応をホームページ等でお知らせしました。その後、新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加していることから、国内外の出張・旅行等への本学の対応は以下のとおりとさせていただきます。

#### ○国内の出張・旅行について

7月2日付の通知で、8月1日以降は出張先地域・経由地の感染状況を十分に踏まえ慎重に出張の是非を判断するよう要請していましたが、新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加している現状から、教職員の国内出張は引き続き、原則自粛をお願いします。

ただし、遠隔会議等の対応を検討した上で、なお出張の必要があると判断する場合は、旅費システム（旅行命令簿、旅行届）の備考欄に理由を記入し申請してください。

なお、国内の感染状況等を考慮し出張を承認しない場合もありますのでご注意ください。

学生及び教職員の国内旅行については、不要不急の移動を避け、旅行先地域の感染状況を十分に踏まえるなど、慎重に旅行の是非を判断してください。

出張・旅行時においては、公共交通機関を用いる場合にマスクを着用するなどの感染予防対策を徹底し、出張・旅行後は検温を行うなど健康管理に十分注意するとともに、在宅勤務を活用するなど、2週間は他者との接触を避けるようにしてください。

また、7月13日以降、一部の実習等については感染症対策を講じた上で対面により実施していますが、学生が学外で実施する実習等で移動する場合は、指導教員は感染症予防対策に十分配慮し、学生はその指示に従い行動してください。

#### ○海外への渡航並びに海外からの研究者等の招へいや受け入れについて

現在、3月25日付け外務省海外安全情報において、全世界に対して一律に「不要不急の渡航は止めてください。」（レベル2）の勧告が継続されていることから、学生及び教職員の海外への渡航、海外からの研究者等の招へいや受け入れは禁止とします。